

横浜国際社会科学学会会則

第1条（名称）

本会は横浜国際社会科学学会と称する。

第2条（事務局）

本会の事務局は横浜国立大学大学院国際社会科学研究資料室内に置く。

第3条（目的）

本会は国際開発学、経済学、経営学、法学および政治学の研究の振興と普及を目的とする。

第4条（事業）

本会は次の事業を行う。

- 1 機関誌の発行
- 2 研究会および講演会の開催
- 3 その他評議員会において適当と認めた事業

第5条（会員）

本会は次の会員をもって組織する。

1 特別会員

- (1) 横浜国立大学大学院国際社会科学府博士課程後期を担当する教員
- (2) 横浜国立大学大学院国際社会科学府博士課程前期を担当する教員で、本会に入会を希望するもの

2 院生会員

次に掲げる者で、本会に入会を希望するもの

- (1) 横浜国立大学大学院国際社会科学府博士課程後期在学生（修了後または単位取得退学後3年未満かつ常勤の職に就いていない者を含む。）
- (2) 横浜国立大学大学院他学府等博士課程後期在学生または他大学院博士後期課程在学生（特別会員の推薦を得た者で、評議員会または運営委員会の承認を得たものに限る。）

3 普通会員

(1) 次に掲げる者で、本会に入会を希望するもの

- ① 本会の特別会員であった者
- ② 横浜国立大学大学院国際開発研究科、国際社会科学研究科または国際社会科学府のいずれかの博士課程後期を修了または単位取得退学した者（2(1)かっこ書に該当するものを除く。）

(2) その他本会に入会を希望し、特別会員の推薦を得た者で、評議員会または運営委員会の承認を得たもの

4 賛助会員 本会の目的に賛同する個人または法人で、本会に入会を希望し、評議員会または運営委員会の賛同を得たもの

第6条（役員）

本会に次の役員を置く。

- 1 会長（評議員の互選による）
- 2 評議員（特別会員をもってこれに充てる）
- 3 庶務会計、機関誌編集、研究会講演会開催の各委員

4 会計監事（評議員中より1名互選する）

第7条（役員の任務）

1 評議員は評議員会を組織し、会務を審議する。ただし、会則の改正その他特に重要な事項以外の事項については、審議を運営委員会に委任することができる。

1の2 運営委員会は国際社会科学研究院代議員会委員をもって組織し、評議員会により委任された事項を審議する。

2 委員は評議員会または運営委員会の決議に基づき各々の会務を執行する。

3 会計監事は本会の会計を監査する。

第8条（役員の任期） 会長、各委員および会計監事の任期は1年とする。ただし、再選を妨げない。

第9条（会費） 会員は会費として別に定める額を納入しなければならない。

第10条（会員の権利）

1 会員は機関誌の配布を受ける。

2 会員は、本会が開催する研究会、講演会その他の事業に参加することができる。

第11条（会計年度）

本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。

第12条（改正） 本会則の改正は評議員会の決議によって行う。

付則

① 本会則は平成8年4月1日から施行する。

② 本会則の施行前に横浜国立大学大学院国際開発研究科の教員であった者は、第5条第2項の適用については、本会の特別会員であった者とみなす。

付則(平成11年3月23日)

本会則は平成11年4月5日から施行する。

付則（平成12年2月24日）

本会則は平成12年4月1日から施行する。

付則（平成15年7月28日）

本会則は平成15年7月28日から施行する。

付則（平成20年2月27日）

本会則は平成20年4月1日から施行する。

付則（平成26年2月28日）

本会則は平成26年4月1日から施行する。

付則（令和7年2月17日）

本会則は令和7年4月1日から施行する。

付則（令和7年7月28日）

本会則は令和7年7月28日から施行する。

横浜国際社会科学学会会費規定

本会のそれぞれの会員の年会費は、下記の通りとする。

記

特別会員：年 8000 円

院生会員：年 3500 円（前もって 3 年分払う場合は 1 万円とする）

普通会员：年 6000 円

賛助会員：別に定める。

なお、この会費規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。